

／ 地域の産品を扱う皆様へ ／

名称の表示に関する大切なお知らせ



**令和8年(2026年)2月より順次、
地理的表示(GI)の先使用期間が経過します**

GI産品の登録生産者団体に所属していない場合、
商品名など表示の変更が必要となる可能性があります

GI法は、以下の商品へのGI名称の使用を規制しています。

- 登録生産者団体の構成員以外の者が生産した農林水産物等
- 上記を使用した加工品



一定の条件を満たすと、例外的に名称の使用が認められる、7年間の先使用期間がありますが、令和8年2月1日から順次、期間が経過します。このため、表示の変更などが必要となる場合があります。

登録生産者団体に所属している方は、引き続き名称を使用可能です。

地理的表示(GI)とは

その地域ならではの環境や要因と結び付いた特性を有する産品の名称です。
GI法では、この「地理的表示」を知的財産として保護しています。

現在GIとして登録されている
すべての産品はこちらから
確認できます ▼

【GI登録産品の例】

- 江戸崎かぼちゃ
- 越前がに
- 伊吹そば
- いぶりがっこ
- はかた地どり
- 琉球もろみ酢 など



農林水産省では、「先使用に関する手引き」を公表しています。

先使用期間経過後の対応等については手引きを御確認ください ▶

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/sensiyou_tebiki.pdf



農 林 水 産 省